

障害程度区分認定審査業務

宇城広域連合では、介護保険の2次判定に関する業務を行っています。

市町は被保険者の申請を受理したら訪問調査を実施し、その結果をもとにコンピュータによる1次判定を行ない、さらに医師の意見書等の資料を添付して、当広域連合に2次判定を依頼します。

判定依頼を受けた広域連合では審査資料を審査件数に応じて各合議体に割り振り、認定審査会が開催される日の7日前には委員の手元に届くよう送付します。

各合議体は医療・保健・福祉の各分野の専門家で構成されていて、全部で16合議体あります。毎週、火曜から金曜までの午後及び夜に開催されています。

このようにして判定された結果は翌日には市町に通知され、これに基づいて申請者に対し保険者である市町が最終的に認定を行い、その結果を被保険者に通知することになります。

介護認定審査会委員一覧 （平成21年4月1日現在）

医療分野(31人)	保健分野(16人)	福祉分野(22人)
-----------	-----------	-----------

今後の事務執行にあたっては、基本方針である「公平性、客観性」の確保が図れるよう構成市町と連携し、適正な運営について継続的な調整を行なっていきます。

介護認定審査会委員一覧

医療分野(31人)	保健分野(16人)	福祉分野(22人)
一般医師 20人	保健師 10人	社会福祉士 3人
精神科医師 5人	看護師 3人	介護福祉士 2人
歯科医師 4人	理学療法士 1人	介護支援専門員 7人
薬剤師 2人	作業療法士 1人	施設長等 1人
	管理栄養士 1人	福祉活動専門員 4人
合計69人		

各市町別審査判定件数

	宇土市	宇 城 市					城南町	熊本市	美里町		合 計
		三角町	不知火町	松橋町	小川町	豊野町			中央町	砥用町	
H11 年度	1,057	446	360	559	493	167	523	294	239	447	4,585
H12 年度	1,860	722	519	1,024	762	301	859	512	463	650	7,672
H13 年度	2,207	895	653	1,250	948	356	1,019	610	491	811	9,240
H14 年度	1,990	882	576	1,082	810	305	935	579	450	734	8,343
H15 年度	2,048	874	625	1,258	847	297	988	608	437	678	8,660
H16 年度	2,046	827	582	1,235	904	301	935	570	1,003		8,403
H17 年度	1,949	3,957					967	582	857		8,312
H18 年度	2,109	4,258					981	641	991		8,980
H19 年度	1,871	3,790					884	570	782		7,897
H20 年度	2,037	3,992					1,035	596	902		8,562

※熊本市は旧富合町分

介護認定審査会の開催状況

	開催回数	審査終了件数				認定有効期間				備考
		新規	更新	区分変更	計	24ヶ月	12ヶ月	6ヶ月	4ヶ月	
H20.4	17	162	551	21	734	59	454	213		
H20.5	17	141	565	34	740	57	462	216		
H20.6	15	123	471	24	618	61	360	192		
H20.7	18	135	602	19	756	102	446	199		
H20.8	17	132	556	23	711	63	451	194		
H20.9	16	160	509	18	687	64	398	222		
H20.10	19	155	639	31	825	84	489	241		
H20.11	16	131	532	23	686	70	416	198		
H20.12	13	117	386	26	529	62	295	169		
H21.1	16	148	537	28	713	69	429	209	1	
H21.2	17	158	583	25	766	77	452	232		
H21.3	18	180	594	29	803	58	473	267		
合 計	199	1,742	6,525	301	8,568	826	5,125	2,552	1	

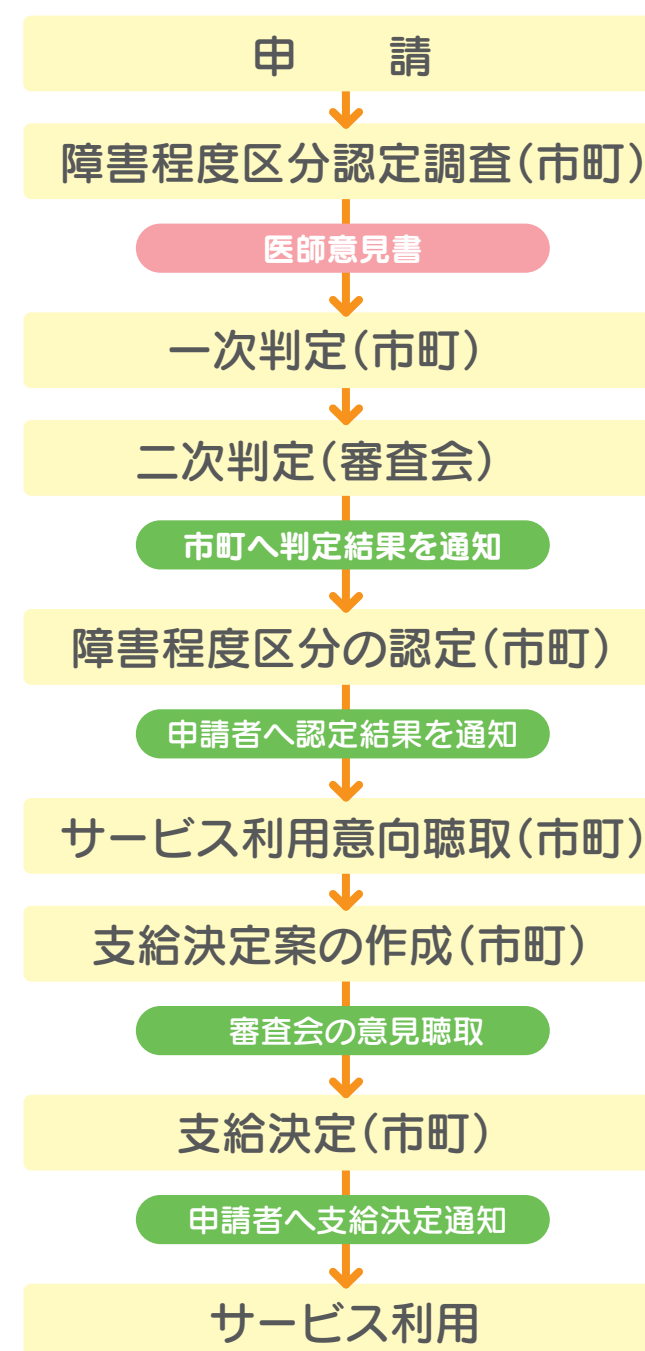
平成18年10月より、障害者自立支援法による福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系）を利用する場合、障害程度区分認定を受けることが必要となりました。

障害程度区分は障害手帳の等級とは異なり、調査時における心身・行動の状況から1日あたりの支援時間を推計し区分1から区分6に分類するもので、106項目の聞き取り調査を行ない、コンピュータ処理後に医師意見書を参考としながら最終的に審査会で決定するものです。

宇城広域連合では、市町がその福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」の審査・判定を行なっています。

公平で公正な審査判定を行なうため、医療・保健・福祉関係の専門家からなる障害程度区分認定審査会を設置し、構成市町と連携しながら適正な認定審査会の運営に努めています。

障害程度区分認定の流れ



障害程度区分認定審査会の概要

合議体数…… 2 合議体（1 合議体 5 人）
委員数…… 10 人（医療分野 4 人）
（保健分野 2 人）
（福祉分野 4 人）
審査回数…… 2 回 / 月
審査件数…… 1 ～ 20 件 / 回

平成20年度障害程度区分認定審査判定状況

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	合計
宇土市	0	1	3	3	1	1	5	0	14
宇城市	0	4	9	24	12	12	3	2	66
城南町	0	0	0	1	0	0	0	0	1
熊本市	0	1	0	3	2	0	0	0	6
美里町	0	1	0	2	0	1	3	0	7
合計	0	7	12	33	15	14	11	2	94
構成比(%)	0.0	7.4	12.8	35.1	16.0	14.9	11.7	2.1	100

※熊本市は旧富合町